

＜三越伊勢丹グループ従業員の皆さまへ＞

**財産形成預金の明細は
三菱UFJダイレクトで照会や解約(払戻)ができます！**

※解約(払戻)は条件が有ります。

カンタン&
スピーディー

新宿通支店(財産形成預金と同一店)に
三菱UFJダイレクトのご契約がある方

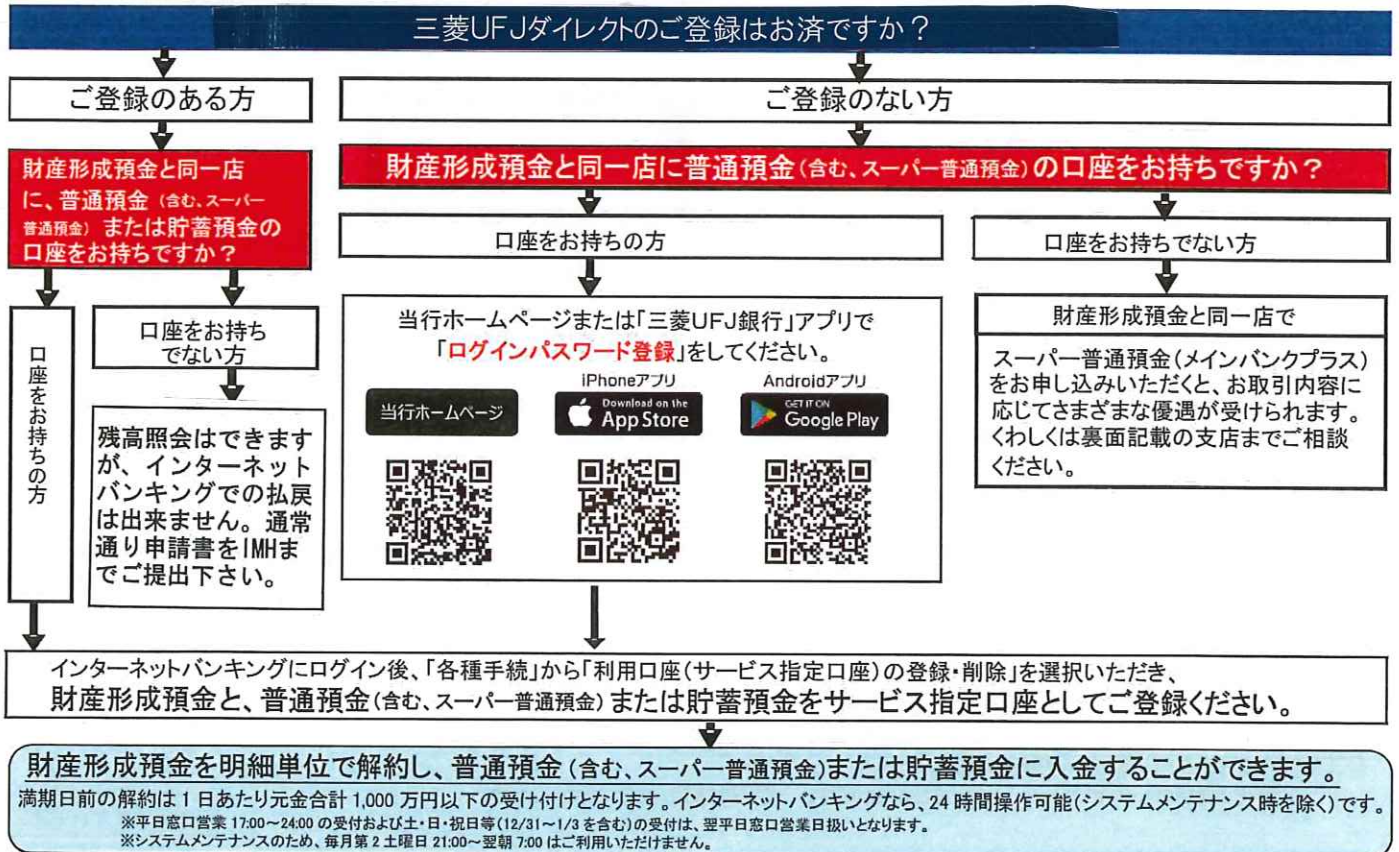
新宿通支店以外に
三菱UFJダイレクトのご契約がある方



ネットバンキングでの「払戻」は出来ません。
財産形成預金口座を登録する事により
「残高照会」・「明細照会」ができます。
※口座登録は■サービス指定口座の
登録方法についてをご覧ください。

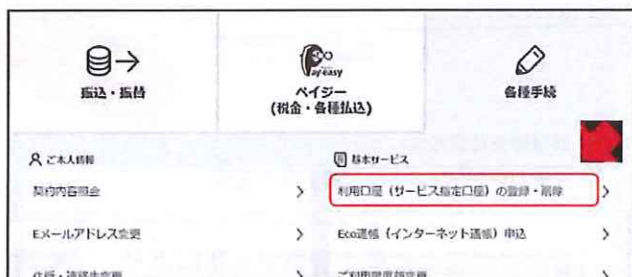
- ・財産形成預金の解約のご資金の入金口座は、財産形成預金と同一店の口座に限定されます。
※入金口座は三菱UFJダイレクトの代表口座もしくはサービス指定口座に登録されていることが必要です。
- ・三菱UFJダイレクトでは財産形成預金の明細単位での解約となります(口座の解約はできません)。
- ・財産形成預金の入金日・満期日(継続日)当日の明細のご解約は、三菱UFJダイレクトではお取り扱いできません。
- ・財形住宅預金と財形年金預金のご解約は三菱UFJダイレクトではお取り扱いできません。ご利用いただけるサービスは「明細・残高の照会」のみになります。

＜ 現在のお取引状況に応じて、以下の手順でお手続きいただけます ＞



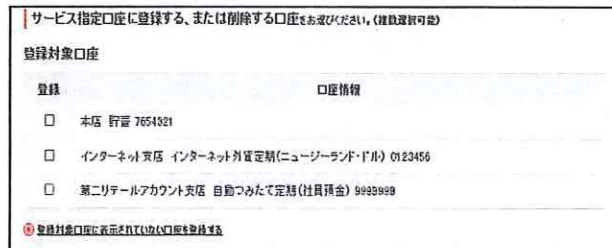
■サービス指定口座の登録方法について

- ①三菱UFJダイレクトホームページに(<https://direct.bk.muftg.jp/>)にアクセスし、三菱UFJダイレクトにログイン。
- ②「各種手続」から「利用口座(サービス指定口座)の登録・削除」をご選択ください。



- ③画面に従い財産形成預金口座をご登録ください。対象口座として表示されていない場合には、「登録対象口座に表示されていない口座を登録する」を開き、支店名・預金種類(財産形成預金)・口座番号をもとに検索し、ご登録ください。

※口座番号は「財産形成預金・財形年金預金・財形住宅預金 残高のお知らせ」等に掲載されています。財産形成預金と同一店の普通預金(含む、スーパー普通預金)・貯蓄預金が未登録の場合には、同様の方法でご登録ください。



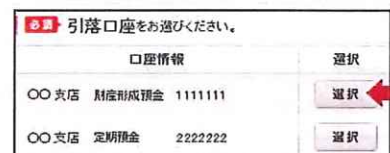
※サービス指定口座として登録できるのは、代表口座と同一住所・同一名義の当行国内本支店の口座のみです。

■財産形成預金の明細解約方法について

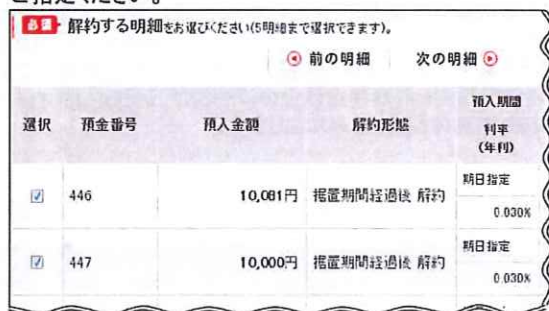
- ①サービスメニューより「定期預金」をご選択ください。



- ②財産形成預金(引落口座)をご選択ください。



- ③解約する明細を選択し、財産形成預金と同一店の入金口座をご指定ください。



- ④お取引内容をご確認いただき、ワンタイムパスワード(スマートフォンアプリまたはカード)をご入力いただいたうえで、「解約」ボタンをクリックしてください。

■ご留意事項

- ①財産形成預金の場合、三菱UFJダイレクトでご利用いただけるサービスは「残高照会」「明細照会」「解約」のみです。
- ②テレフォンバンキングでの「解約」はご利用いただけませんのでご注意ください。
- ③三菱UFJダイレクトのくわしいサービス内容、取引時間、操作方法等は、当行ホームページをご覧ください。
- ④画面のデザイン等は予告なく変更することがあります。

当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

■お問い合わせ

- ◎口座開設や財産形成預金についてのお問い合わせ
三菱UFJ銀行 新宿通支店 財形預金担当者宛
TEL/ 03-3341-9181 <受付時間/月～金曜日 9:00～17:00>(祝日・12/31～1/3 等を除く)
- ◎三菱UFJダイレクトに関する一般的なお問い合わせ
三菱UFJ銀行コールセンター TEL/ 0120-860-777 <受付時間/毎日 9:00～21:00>

2021年5月24日現在